

「広島市立図書館資料収集方針」の改訂について

1 概要

「広島市立図書館資料収集方針」（平成31年3月最終改訂）について、「広島市立中央図書館等再整備基本計画」（令和5年1月）に基づき広島市立中央図書館（以下「中央図書館」という。）に「こどもと青少年のエリア」を設ける等の再整備を行うに当たり、中央図書館の資料収集選択基準に「児童図書」を追加するなど、所要の改訂を行った。

2 改訂日

令和6年7月31日

3 内容

(1) 資料収集方針の構成

現行	改訂後
第1 総論	第1 総論
第2 広島市立中央図書館	第2 広島市立中央図書館
Ⅰ 資料収集要綱	Ⅰ 資料収集要綱
Ⅱ 資料収集選択基準	Ⅱ 資料収集選択基準
1. 中央図書館	1. 中央図書館
(1) 一般図書	(1) 一般図書
_____	<u>(2) 児童図書</u>
_____	<u>(3) 青少年用図書</u>
<u>(2) 参考図書</u>	<u>(4) 参考図書</u>
<u>(3) 広島資料</u>	<u>(5) 広島資料</u>
<u>(4) 被爆文献資料（原爆・平和関係資料）</u>	<u>(6) 被爆文献資料（原爆・平和関係資料）</u>
<u>(5) 広島文学資料</u>	<u>(7) 広島文学資料</u>
<u>(6) 障害者サービス用資料</u>	<u>(8) 障害者サービス用資料</u>
<u>(7) 外国語資料</u>	<u>(9) 外国語資料</u>
<u>(8) 雑誌・新聞</u>	<u>(10) 雑誌・新聞</u>
2. 中央図書館（自動車図書館）	2. 中央図書館（自動車図書館）
3. 区図書館	3. 区図書館
4. まんが図書館	4. まんが図書館
5. 広島市国連寄託図書館〔参考〕	5. 広島市国連寄託図書館〔参考〕
第3 広島市こども図書館	第3 広島市こども図書館
Ⅰ 資料収集要綱	Ⅰ 資料収集要綱
Ⅱ 資料収集選択基準	Ⅱ 資料収集選択基準
資料 「日本十進分類法新訂10版」	資料 「日本十進分類法新訂10版」

(2) 主な改訂内容

ア 中央図書館の資料収集選択基準に「児童図書」を追加する。なお、その内容については、区図書館に準じたものとする。(資料収集方針 p. 15)

(2) 児童図書

子どもの教養・レクリエーションに役立つものを中心に多様な資料を収集する。

ア 収集の範囲

乳幼児から児童・生徒まで、発達段階に応じたものを収集する。

イ 選択の留意点

こども図書館資料収集選択基準に準じて、子どもの健やかな成長に役立つ資料及び子どもの読書活動を啓発・支援するための資料を収集する。

(ア) 乳幼児から児童・生徒までが利用対象の中心となるので、子どもの発達段階を念頭に置きながら、地域の特性を考慮して資料を収集する。

(イ) 全ての子どもが読書の楽しみを享受できるよう、親しみやすく手に取りやすい資料を重点的に収集する。

(ウ) 児童・生徒を対象とした調べ学習に対応できる資料を収集する。

(エ) 総合学習・調べ学習も含め、子どもの学習に応えられる参考図書等の資料を収集する。

イ 中央図書館の資料収集選択基準に「青少年用図書」を追加する。(資料収集方針 p. 16)

(3) 青少年用図書

青少年（おおむね中学生・高校生の世代）の興味・関心が高い資料を中心に幅広く収集する。

ア 収集の範囲

青少年を主要な対象とする資料を中心に、一般図書、児童図書の区別なく収集する。また、漫画資料についても必要に応じて収集する。

イ 選択の留意点

(ア) 趣味、教養、娯楽、進路、職業など、青少年のニーズに沿ったテーマに関する資料を収集する。

(イ) 青少年の興味や関心を深め、知性や感性を豊かにする資料を幅広く収集する。

(ウ) 変化が著しい分野については、最新の情報を提供できるよう留意する。

(エ) 漫画資料については、「4 まんが図書館」の資料選択基準に準じて、青少年のニーズに沿ったテーマへの理解を深める内容のものを収集する。

ウ 中央図書館の資料収集選択基準のうち「外国語資料」について、児童図書を追加する。なお、その内容については、一般図書に準じたものとする。(資料収集方針 p. 30)

(9) 外国語資料

イ 収集の資料

(i) 児童図書

- a 各国の歴史、地理、社会、芸術、文学に関するものを重点的に収集する。
- b 日本の衣食住等の生活習慣、社会に関するものを重点的に収集する。
- c 日本文学が外国語に翻訳されたものに留意する。
- d 外国人の日本語学習に役立つものに留意する。
- e 姉妹友好都市に関するものに留意する。

エ 中央図書館の資料収集選択基準のうち「雑誌・新聞」について、子ども向けの雑誌・新聞を追加する。なお、その内容については、区図書館に準じたものとする。(資料収集方針 p. 31)

(10) 雑誌・新聞

ア 収集の範囲

(ア) 雑誌

- b 子ども向けの趣味、娯楽や調べ学習に役立つ雑誌を収集する。

(イ) 新聞

- b 子ども向けの趣味、娯楽や調べ学習に役立つ新聞を収集する。